

## 申立人\_\_\_\_\_に関する意見書

(報告者) 弁護士

### 1 債務者審尋に関すること

- 破産手続開始に際して、申立人の審尋を希望します。  
[審尋を希望する理由]

### 2 同時廃止に関すること

- 同時廃止するために換価処分しなければならないと思われる財産はありません。
- 次の財産が考えられますが、換価処分を予定しています。

[換価後の見通し]

- 任意配当予定 (  全債権者案配当  を除く案配当 )
- 裁判官指示要請 ( 内容 )
- 
- その他

### 3 管財事件に関すること

- 破産手続開始決定がされたときは、別添の申立書のとおり自由財産の範囲の拡張の裁判を求めます。
- 自由財産の範囲の拡張を希望しません。
- 重要財産報告書 (法41条) としては、別添の財産目録を援用します。

### 4 免責審尋に関すること

- 免責に際し、破産者の審尋を希望します。  
[審尋を希望する理由]

### 5 免責決定に関すること

- 申立人には、免責不許可事由は見受けられません。
- 申立人は裁量免責相当と思料します。
- 申立人には、免責不許可事由が多少見受けられますが、軽微なものです。
- 申立人には、重大な免責不許可事由が見受けられます。  
[免責を相当とする理由]